



# 阪神水道企業団公報

令和7年1月15日(木)  
第388号

毎月15日発行

## 目 次

### ◇条 例◇

○阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例

### ◇告 示◇

- 令和5年度阪神水道企業団水道事業会計決算
- 令和5年度阪神水道企業団水道事業剰余金の処分
- 令和6年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算
- 児童手当に係る繰出しについての一部改正について
- 令和5年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率

### ◇正 誤◇

## ◇条 例◇

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

阪神水道企業団  
企業長 吉 田 延 雄

### 阪神水道企業団条例第4号

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例  
(阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第52条 職員若しくは職員であった者、 第9条第2項若しくは第15条第5項の 委託を受けた業務に従事している者若 しくは従事していた者又は議会におい て個人情報、仮名加工情報若しくは匿 名加工情報の取扱いに従事している派 遣労働者若しくは従事していた派遣労 働者が、正当な理由がないのに、個人 の秘密に属する事項が記録された第2</p>	<p>第52条 職員若しくは職員であった者、 第9条第2項若しくは第15条第5項の 委託を受けた業務に従事している者若 しくは従事していた者又は議会におい て個人情報、仮名加工情報若しくは匿 名加工情報の取扱いに従事している派 遣労働者若しくは従事していた派遣労 働者が、正当な理由がないのに、個人 の秘密に属する事項が記録された第2</p>

<p>条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
---	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

(職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和28年条例第66号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(失職の例外)</p> <p>第6条 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑に係る罪が公務上又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)途上の過失による事故であり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状によりその職を失わないものとする事ができる。</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第6条 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、<u>禁錮の刑</u>に処せられ、その刑に係る罪が公務上又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)途上の過失による事故であり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状によりその職を失わないものとする事ができ</p>

<p>2 省略</p>	<p>る。 2 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

（阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正）

第3条 阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第11条の2 企業長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>5 企業長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき</p>	<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第11条の2 企業長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>5 企業長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき</p>

その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 省略

6から10まで 省略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 企業長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る

その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 省略

6から10まで 省略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 企業長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る

<p>刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>2から6まで 省略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第13条 省略</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>2から6まで 省略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p>4 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5から8まで 省略</p>	<p>刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>2から6まで 省略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第13条 省略</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>2から6まで 省略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p>4 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5から8まで 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。  
(阪神水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。  
(職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に改正前の刑法第13条に規定する禁錮の刑に処せられた職員は、この条例による改正後の職員の分限の手續及び効果に関する条例第6条の拘禁刑に処せられた職員とみなし、同条の規定を適用する。  
(阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮刑以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴された者は、第3条の規定による改正後の阪神水道企業団職員退職手当金条例第11条の2第1項及び第5項、第12条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第15条第4項並びに阪神水道企業団職員退職手当金条例第15条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

## ◇ 告 示 ◇

阪神水道企業団告示第29号

令和6年第2回阪神水道企業団議会定例会において認定された、令和5年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

令和6年12月24日

阪神水道企業団  
企業長 吉 田 延 雄

1. 令和5年度阪神水道企業団水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収入

(単位 円)

区 分	予 算 額					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額 (△ 減)	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	小 計	地方公営企業法第 26条第2項の規定 による繰越額に係 る財源充当額	合 計
第1款 水道事業収益	20,181,152,000	249,753,000	0	20,430,905,000	0	20,430,905,000
第1項 営業収益	19,085,203,000	249,753,000	0	19,334,956,000	0	19,334,956,000
第2項 営業外収益	1,095,948,000	0	0	1,095,948,000	0	1,095,948,000
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	0	1,000

(単位 円)

区 分	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減 (△ 減)	備 考
第1款 水道事業収益	20,428,059,872	△ 2,845,128	
第1項 営業収益	19,318,841,907	△ 16,114,093	(うち仮受消費税及び地方消費税1,756,258,353円)
第2項 営業外収益	1,109,217,965	13,269,965	(うち仮受消費税及び地方消費税3,476,280円)
第3項 特別利益	0	△ 1,000	

支出

(単位 円)

区 分	予 算 額							
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額 (△ 減)	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額 (△ 減)	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支 出 額	小 計	地方公営企業法第 26条第2項の規定 による繰越額	合 計
第1款 水道事業費用	18,696,022,000	△ 369,810,000	0	0	0	18,326,212,000	51,073,000	18,377,285,000
第1項 営業費用	17,540,590,000	△ 369,810,000	0	△ 71,730,000	0	17,099,050,000	51,073,000	17,150,123,000
第2項 営業外費用	1,150,428,000	0	0	71,730,000	0	1,222,158,000	0	1,222,158,000
第3項 特別損失	4,000	0	0	0	0	4,000	0	4,000
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000

(単位 円)

区 分	決 算 額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	不 用 額	備 考
第1款 水道事業費用	17,717,251,192	0	660,033,808	
第1項 営業費用	16,505,531,275	0	644,591,725	(うち仮払消費税及び地方消費税614,280,088円)
第2項 営業外費用	1,211,429,917	0	10,728,083	(うち仮払消費税及び地方消費税39,659円)
第3項 特別損失	290,000	0	△ 286,000	
第4項 予備費	0	0	5,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額 ( △ 減 )	小 計	地方公営企業法第26条 の規定による繰越額に 係る財源充当額	継 続 費 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計
第1款 資本的収入	1,758,506,000	0	1,758,506,000	0	0	1,758,506,000
第1項 企業債	1,506,000,000	0	1,506,000,000	0	0	1,506,000,000
第2項 出資金	14,920,000	0	14,920,000	0	0	14,920,000
第3項 国庫補助金	237,583,000	0	237,583,000	0	0	237,583,000
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000
第5項 工事負担金	1,000	0	1,000	0	0	1,000
第6項 その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000

(単位 円)

区 分	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減 ( △ 減 )	備 考
第1款 資本的収入	1,262,686,000	△ 495,820,000	
第1項 企業債	908,000,000	△ 598,000,000	(翌年度繰越額に係る財源充当額199,000,000円)
第2項 出資金	14,920,000	0	
第3項 国庫補助金	339,403,000	101,820,000	
第4項 固定資産売却代金	363,000	362,000	(うち仮受消費税及び地方消費税33,000円)
第5項 工事負担金	0	△ 1,000	
第6項 その他資本収入	0	△ 1,000	

支出

(単位 円)

区 分	予 算 額						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額 ( △ 減 )	流 用 増 減 額 ( △ 減 )	小 計	地方公営企業法第26条 の規定による繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計
第1款 資本的支出	8,292,225,000	△ 481,470,000	0	7,810,755,000	3,295,200,000	0	11,105,955,000
第1項 建設改良費	4,324,262,000	△ 481,470,000	0	3,842,792,000	3,295,200,000	0	7,137,992,000
第2項 企業債償還金	3,863,067,000	0	0	3,863,067,000	0	0	3,863,067,000
第3項 水利負担金	76,926,000	0	0	76,926,000	0	0	76,926,000
第4項 国庫補助金返還金	27,970,000	0	0	27,970,000	0	0	27,970,000

(単位 円)

区 分	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条 の規定による繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
第1款 資本的支出	8,566,594,486	1,903,654,000	0	1,903,654,000	635,706,514	
第1項 建設改良費	4,605,616,236	1,903,654,000	0	1,903,654,000	628,721,764	(うち仮払消費税及び地方消費税 401,240,715円)
第2項 企業債償還金	3,859,663,703	0	0	0	3,403,297	
第3項 水利負担金	76,925,093	0	0	0	907	(うち仮払消費税及び地方消費税 34,297,931円)
第4項 国庫補助金返還金	24,389,454	0	0	0	3,580,546	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,303,908,486円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額432,655,053円及び損益勘定留保資金6,871,253,433円で補てんした。

## 2. 令和5年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

1. 営業収益			
(1) 分賦金	17,312,304,554		
(2) 受託工事収益	220,884,000		
(3) その他営業収益	<u>29,395,000</u>	17,562,583,554	
2. 営業費用			
(1) 原水費	1,438,639,582		
(2) 浄水費	2,851,875,429		
(3) 配水費	3,138,833,295		
(4) 受託工事費	220,884,000		
(5) 総係費	1,133,919,778		
(6) 議会費及び監査費	12,457,702		
(7) 減価償却費	6,935,579,564		
(8) 資産減耗費	<u>159,061,837</u>	<u>15,891,251,187</u>	
営業利益			1,671,332,367
3. 営業外収益			
(1) 受取利息	2,557,960		
(2) 補助金	12,663,000		
(3) 長期前受金戻入	940,752,359		
(4) 雑収益	<u>149,768,458</u>	1,105,741,777	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	554,216,373		
(2) 雑支出	<u>7,693,797</u>	<u>561,910,170</u>	<u>543,831,607</u>
経常利益			2,215,163,974
5. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	<u>290,000</u>	<u>290,000</u>	<u>△ 290,000</u>
当年度純利益			<u>2,214,873,974</u>
当年度未処分利益剰余金			<u>2,214,873,974</u>

### 3. 令和5年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金								資本合計
		資本剰余金					利益剰余金			
		補助金	受贈財産 評価額	工事負担金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	90,932,015,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	0	979,682,713	979,682,713	94,394,935,518
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	979,682,713	△ 979,682,713	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	979,682,713	△ 979,682,713	0	0
利益積立金への積立て	0	0	0	0	0	0	979,682,713	△ 979,682,713	0	0
処分後残高	90,932,015,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	979,682,713	0	979,682,713	94,394,935,518
当年度変動額	14,920,000	0	0	0	0	0	0	2,214,873,974	2,214,873,974	2,229,793,974
出資金の受入	14,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	14,920,000
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	2,214,873,974	2,214,873,974	2,214,873,974
当年度末残高	90,946,935,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	979,682,713	(当年度末処分利益剰余金) 2,214,873,974	3,194,556,687	96,624,729,492

### 4. 令和5年度阪神水道企業団水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	90,946,935,238	2,483,237,567	2,214,873,974
議会の議決による処分額	0	0	△ 2,214,873,974
減債積立金の積立て	0	0	△ 2,214,873,974
処分後残高	90,946,935,238	2,483,237,567	(繰越利益剰余金) 0

## 5. 令和5年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 円)

## 資 産 の 部

## 1. 固 定 資 産

## (1) 有形固定資産

イ. 土 地		7,935,580,529	
ロ. 建 物	20,423,985,113		
減価償却累計額	<u>△ 11,160,376,453</u>	9,263,608,660	
ハ. 構 築 物	173,893,101,589		
減価償却累計額	<u>△ 92,962,701,638</u>	80,930,399,951	
ニ. 機 械 及 び 装 置	91,307,565,898		
減価償却累計額	<u>△ 73,469,439,800</u>	17,838,126,098	
ホ. 車 両 運 搬 具	56,713,400		
減価償却累計額	<u>△ 45,036,314</u>	11,677,086	
ヘ. 器 具 備 品	1,036,510,384		
減価償却累計額	<u>△ 720,697,143</u>	315,813,241	
ト. 建 設 仮 勘 定		<u>3,856,887,562</u>	
有形固定資産合計			120,152,093,127

## (2) 無形固定資産

イ. 水 利 権		11,320,203,544	
ロ. 施 設 利 用 権		3,182,965	
ハ. 電 話 加 入 権		<u>1,082,281</u>	
無形固定資産合計			11,324,468,790

## (3) 投資その他の資産

イ. 投 資 有 価 証 券		500,000,000	
ロ. 出 資 金		<u>69,856,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>569,856,000</u>

## 固定資産合計

132,046,417,917

## 2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		19,317,390,065	
(2) 未 収 金		335,012,693	
(3) 貯 蔵 品		<u>127,034,253</u>	

## 流動資産合計

19,779,437,011

## 資 産 合 計

151,825,854,928

## 負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>23,601,541,638</u>		
企業債合計		23,601,541,638	
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金	<u>2,349,026,975</u>		
引当金合計		<u>2,349,026,975</u>	
固定負債合計			25,950,568,613
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>3,730,625,394</u>		
企業債合計		3,730,625,394	
(2) 未払金		4,018,348,839	
(3) 前受金		2,369,894	
(4) 引当金			
イ. 賞与引当金	146,242,362		
ロ. 法定福利費引当金	<u>28,872,154</u>		
引当金合計		175,114,516	
(5) 預り金		<u>47,677,272</u>	
流動負債合計			7,974,135,915
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		58,044,940,097	
収益化累計額		<u>△ 36,768,519,189</u>	
繰延収益合計			<u>21,276,420,908</u>
負債合計			<u>55,201,125,436</u>

## 資本の部

6. 資本金			90,946,935,238
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ. 補助金	2,033,213,481		
ロ. 受贈財産評価額	42,720		
ハ. 工事負担金	218,496,818		
ニ. その他資本剰余金	<u>231,484,548</u>		
資本剰余金合計		2,483,237,567	
(2) 利益剰余金			
イ. 利益積立金	979,682,713		
ロ. 当年度未処分利益剰余金	<u>2,214,873,974</u>		
利益剰余金合計		<u>3,194,556,687</u>	
剰余金合計			<u>5,677,794,254</u>
資本合計			<u>96,624,729,492</u>
負債資本合計			<u>151,825,854,928</u>

## 阪神水道企業団告示第30号

令和6年第2回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和5年度阪神水道企業団水道事業剰余金の処分は、次のとおりである。

令和6年12月24日

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

1 当年度未処分利益剰余金	2,214,873,974円
2 利益剰余金処分額	
(1) 減債積立金	2,214,873,974円

## 阪神水道企業団告示第31号

令和6年第2回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和6年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

令和6年12月24日

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

## 予算第3号

令和6年度

## 阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第1条 令和6年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	( 補正予定額 ) △ 減	( 計 )
	支	出	
第1款 水道事業費用	18,395,738千円	156,882千円	18,552,620千円
第1項 営業費用	17,219,834千円	156,882千円	17,376,716千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,368,131千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 812,385千円、繰越利益剰余金処分額 2,214,874千円及び損益勘定留保資金 7,340,872千円で補てんするものとする。」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	( 補正予定額 △ 減 )	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	5,232,628 千円	832,354 千円	6,064,982 千円
第1項 企 業 債	4,138,000 千円	638,000 千円	4,776,000 千円
第3項 国 庫 補 助 金	567,291 千円	194,354 千円	761,645 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	15,600,166 千円	832,947 千円	16,433,113 千円
第1項 建 設 改 良 費	11,283,055 千円	832,947 千円	12,116,002 千円
第4条 予算第6条に定めた企業債中			
「(2) 限度額 3,939,000千円」 を 「(2) 限度額 4,776,000千円」 に改める。			
第5条 予算第11条を第12条とし、予算第10条の次に次の1条を加える。			
(利益剰余金の処分)			
第11条 繰越利益剰余金のうち、2,214,874千円は次のとおり処分するものとする。			
(1) 繰越利益剰余金			
ア 減債積立金 2,214,874千円			

---

阪神水道企業団告示第32号

令和6年第2回阪神水道企業団議会定例会において議決された、児童手当に係る繰出しについての一部改正については、次のとおりである。

令和6年12月24日

阪神水道企業団  
企業長 吉田延雄

児童手当に係る繰出しについての一部改正

児童手当に係る繰出しについて（平成24年議案第7号議決）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(繰出金額)</p> <p>1 構成団体の繰出金の額は、次に掲げる額とする。</p>	<p>(繰出金額)</p> <p>1 構成団体の繰出金の額は、次に掲げる額とする。</p>

(1) 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費の5分の3

(2) 3歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る給付に要する経費

2 省略

(1) 3歳に満たない児童に係る給付に要する額（第3号に掲げる額を除く。）の15分の8

(2) 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する額（第3号に掲げる額を除く。）

(3) 児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条に規定する給付に要する額

2 省略

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この議決は、議決の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

（経過規定）

- 2 この議決による改正前の児童手当に係る繰出しについてに基づく令和6年9月分までの児童手当に係る繰出しについては、なお従前の例による。

阪神水道企業団告示第33号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、令和5年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率を次のとおり公表する。

令和6年12月24日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

令和5年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率について

令和5年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率は、以下のとおりです。

<資金不足比率>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\Delta 15,535,926 \text{ 千円}}{17,341,700 \text{ 千円}} = \text{--- \%}$$

※ 経営健全化基準（20%）

<算定の詳細>

○資金の不足額

<b>流動負債</b>		<b>算入地方債残高</b>		<b>流動資産</b>		<b>解消可能資金不足額</b>		<b>資金の不足額</b>
4,243,511	+	0	-	19,779,437	-	0	=	△ 15,535,926

※資金の不足額なし

○事業の規模

<b>営業収益</b>		<b>受託工事収益</b>		<b>事業の規模</b>
17,562,584	-	220,884	=	17,341,700

正誤

公報第387号（令和6年12月16日）1ページの改正前条例の見出し中

誤（委員長及び副委員長がともにならないときの互選）

正（委員長及び副委員長がともにならないときの互選）